

忘れずに
納めましょう今知り
たい

個人市・県民税のしくみ



個人市・県民税とは？

豊かで安心できる地域社会をつくるため、住んでいる人が納める個人市・県民税。福祉サービスや都市整備など、まちの維持・発展に必要な行政サービスに使われています。

税額は、一定の所得がある人に一律にかかる「均等割額」と、所得に応じてかかる「所得割額」の合計額で、前年の所得に基づいて計算されます。



令和2年度の納付は？

令和2年1月1日(賦課期日)に住んでいた市区町村に納めます(1月2日以降に死亡・転出した人もその年度分は課税されます)。納税義務者には6月10日(火)に納税通知書を送付します。給与から特別徴収される人は5月15日に事業所宛てに送付しています。

対象となる所得

平成31年1月1日～令和元年12月31日の所得

個人市・県民税が課税されない人(非課税者)

- 賦課期日時点で生活保護法による生活扶助を受けている人
- 寡婦または寡夫、障がい者*、未成年者(平成12年1月3日以降に生まれた人)で、前年中の合計所得金額が125万円以下の人
- 前年中の合計所得金額が次の算式で求めた金額以下の人
 - ・控除対象配偶者と扶養親族がいない人→31万5,000円
 - ・控除対象配偶者または扶養親族がいる人→31万5,000円×(控除対象配偶者+扶養親族数+本人)+18万9,000円
- ※障がい者…身体障害者手帳1～6級、精神障害者保健福祉手帳1～3級、療育手帳A・Bを所持している人▶65歳以上で介護保険の要介護・要支援の認定を受けている人

個人市・県民税の納め方

個人市・県民税の納め方は、3通りあります。ただし、2種類以上の収入がある場合は、2つ以上の方法を併用して納める場合があります。6月10日に送付する「納税通知書」を確認してください。

①特別徴収(給与天引き)

給与支払者である事業主が、従業員の個人市・県民税を毎月の給与から天引きして納める方法

対象者

前年中に給与の支払いを受け、令和2年4月1日に給与の支払いを受けている人

②特別徴収(年金天引き)

公的年金支払者が、個人市・県民税を年金から天引きして納める方法

対象者

前年中に公的年金等の支払いを受け、令和2年4月1日に老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上の人のうち、公的年金等に対する課税がある人

③普通徴収(個人納付)

本市から送付される納付書または口座振替で年4回納める方法

令和2年度 納期限	1期	2期	3期	4期
	6月30日(火)	8月31日(月)	11月2日(月)	令和3年 2月1日(月)

対象者

特別徴収(給与・年金天引き)の対象でない人

納付できる場所

市内に営業所がある金融機関▶四国内のゆうちょ銀行・郵便局(納期限内に限る)
▶コンビニエンスストア(納期限を過ぎた、または合計金額が30万円を超える場合は納付不可)▶納税課(市役所本館2階)▶支所▶市民サービスセンター(納期限内に限る)

New

令和2年4月1日から、スマートフォン決済アプリでも納付できるようになりました

【対象アプリ】

PayB・PayPay・LINE Pay

! 申告期限延長のため令和2年度個人市・県民税の申告内容が納税通知書に反映されていない場合があります

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、所得税の確定申告期限が延長され、個人市・県民税の申告期限も延長しています。延長期間【3月17日以降】に提出された所得税の確定申告や市民税・県民税申告書の内容が納税通知書に反映されていない場合があります。申告書の内容を反映すると課税になるまたは税額が変更になる場合は、税額の決定または変更通知書を送付します。

市民税課 ☎948-6290 ・ ☎934-1802

国民年金保険料の免除・猶予制度

産前産後期間の保険料免除

所得の減少や失業など、経済的な理由で国民年金保険料の納付が難しい場合、申請し承認されると、保険料の免除や猶予が受けられます。

免除や猶予が承認された期間は、年金を受けるために必要な期間に算入されます。

■免除(全額免除・一部免除)

本人・配偶者・世帯主の前年の所得が一定基準額以下の場合、保険料の納付が全額または一部免除

■納付猶予

20歳以上50歳未満で、本人・配偶者の前年の所得が一定基準額以下の場合、保険料の納付を猶予

退職(失業)者への特例

退職(失業)した人は離職票などを添えて申請すると、本人の所得が一定基準額以上あっても保険料の免除・猶予が認められます。ただし、審査対象の配偶者・世帯主に一定基準額以上の所得がある場合、免除・猶予が認められない場合があります。

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した人への免除の特例

新型コロナウイルス感染症の影響で収入源となる業務の喪失や売り上げが減少するなど所得が相当程度まで下がった場合、所得見込額の申立書を添えて申請すると、前年の所得が一定基準額以上あっても保険料の免除・猶予が認められます。ただし、この特例に該当しない配偶者・世帯主は通常どおり前年所得で判定するため、免除・猶予が認められない場合があります。

手続きに必要なもの(共通)

①年金手帳または本人確認ができるもの

②印鑑

③各種理由がわかるもの

【退職(失業)が理由の場合】

雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証(公務員の場合は辞令書)

【新型コロナウイルス感染症の影響の場合】

新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が減少した内容の説明ができること(所得申立書を記載するため)

【産前産後期間の保険料免除の場合】

母子健康手帳

【代理人申請の場合】

①②③に加え、委任状と代理人の本人確認ができるもの

※必要書類が異なる場合があります。事前に問い合わせてください

☎国保・年金課(市役所別館3階) ☎948-6352・☎934-2631、松山東年金事務所(朝生田町一丁目) ☎946-2146・☎933-1319